

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 4月 18日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県額田郡幸田町大字菱池字六十石1-3	
氏 名 日軽エムシーアルミ株式会社	
工場長 佐藤 丘憲	
電話番号 0564-62-2311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日軽エムシーアルミ株式会社 幸田工場
事業場の所在地	愛知県額田郡幸田町大字菱池字六十石1-3
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	23：非鉄金属製造業
②事業の規模	F24売上：18,742百万円
③従業員数	53名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 特定有害ばいじん(DXN、Cd含有)を焼却処理した際に発生した排ガス(塩化水素含有)をスクラバーで苛性ソーダにより中和処理した際の廃液→中間処理(焼却)し、再資源化 ・ 特定有害ばいじん(DXN、Cd含有)を焼却処理した際に発生した燃えがら→中間処理し、コンクリート固定化後管理型埋め立て ・ 原料のアルミスクラップを溶解した際に発生した煙を集塵機で集積した集塵ばいじん→溶鋳炉精練にて中間処理し、有価物として再生

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) G本社 安全・環境・品質統括部 環境ISO事務局 工場 公害防止総括責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 黒灰工場（集塵灰の再焼成によるダイオキシン類無害化を目的とした工場）をF23に稼働開始。ダイオキシン類対策特別措置法の基準値がクリアできず、行政の指導のもと、24年4月より翌年3月まで稼働停止した。		
②計画	【目標】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 設備の改善や再測定を行い、行政への報告、許可を頂いたことで25年3月より再稼働開始した。法令上の適正値を注視しつつ、慎重に稼働を行う。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃アルカリ、飛灰（もえがら）、ばいじんなどはそれぞれに分別し、保管している。		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特にありません。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特にありません。		
②計画	【目標】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特にありません。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特にありません。		
②計画	【目標】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特にありません。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特にありません		
②計画	【目標】以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特にありません。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託先には定期的に現地確認を実施。 ・優良認定処理業者をなるべく選定する。		

②計画	【目標】 以下別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先には定期的に現地確認を実施。 ・優良認定処理業者をなるべく選定する。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	67.4 t	
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストを活用している。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量） 単位：t

特別産業廃棄物の種類	処理の委託																
	総排出量		自ら再生利用を行なった（行う）量	自ら熱回収を行なった（行う）量	自ら行う中間処理		自ら埋立処分を行なった（行う）量	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画			
特別産業廃棄物	廃油																
	廃酸																
	廃アルカリ																
	感染性廃棄物																
	廃PCB等																
	PCB汚染物																
	PCB処理物																
	廃石綿等																
	汚泥																
	有害鉱さい																
特別産業廃棄物	廃雪																
	廃油																
	廃酸																
	廃アルカリ	45.50	50.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	45.50	50.00	45.50	50.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃棄物																
	燃えがら	21.90	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	21.90	20.00	21.90	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	ばいじん																
合 計	67.40	70.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	67.40	70.00	67.40	70.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した量と再生利用した量を記載してください。

特別産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら中間処理を行った（行う）量		自ら埋立処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
①	②+⑧	⑤	⑦	③+④	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭									

・「自ら埋立処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分した（する）量と自ら中間処理した後自ら埋立処分した（する）量を記載してください。（自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）